

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

September 2026

Asia Focus Newsletter 2026 年 9 月版

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
パートナー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

北村 裕幸
パートナー
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

岡田 次弘
パートナー
+81 3 6271 9541
tsugihito.okada@bakermckenzie.com

長谷川 匠
カウンセラー
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

五十嵐 文哉
アソシエイト
+81 3 6271 9477
fumiya.igarashi@bakermckenzie.com

前田 樹乃
アソシエイト
+81 3 6271 9485
mikino.maeda@bakermckenzie.com

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

タイ：データ主体によるアクセス請求に関する告示（2026/8/10）

2026 年 7 月 16 日、タイの個人情報保護委員会（PDPC）により、データ主体が自身の個人情報へのアクセス及びその写しの取得並びに同意なく取得された個人情報の取得元の開示を請求する際の手続を定めた告示が公布され、9 月 14 日付で施行された。本告示では、請求の提出方法及び本人確認の方法が定められたほか、原則として請求受領から 30 日以内（最大 30 日間延長可能）に対応すべきこと、請求を拒否できる場合、手数料の取扱い（原則無料）、及び記録を 2 年間保存する義務等が規定された。企業は、施行日までに請求対応の窓口や確認プロセス、手数料方針、記録保存の体制を整備し、担当者への研修を行うことが求められる。

日本企業は、タイ子会社等におけるデータ主体からのアクセス請求への対応体制を見直し、受付窓口、本人確認手続、対応期限管理及び記録保存に関する社内プロセスを整備しておく必要がある。

タイ：労働者福祉基金（EWF）への拠出開始（2026/8/18）

2026 年 10 月 1 日より、労働者保護法に基づき設立された労働者福祉基金（EWF）への拠出徴収が、従業員福祉基金拠出徴収開始時期に関する王室勅令の施行により開始される。EWF は、従業員の解雇又は死亡時における経済的保障を目的とする制度である。従業員 10 名以上の使用者は原則として登録が義務付けられるが、既に社内積立基金等を設けている場合等は適用除外となる。使用者及び従業員は、それぞれ毎月、2026 年 10 月 1 日から 2031 年 9 月 30 日まで賃金の 0.25%、2031 年 10 月 1 日以降は 0.5%を拠出する必要がある。

日本企業は、タイ子会社等について EWF の適用対象となるかを確認するとともに、既存の積立基金等による適用除外の有無を検証する必要がある。また、適用対象となる場合には、e-Service を通じた登録手続、従業員情報の提出、給与システムにおける拠出額の控除及び毎月の納付体制の整備を早期に進める必要がある。

タイ：遠隔調剤（Telepharmacy）制度の本格運用開始（2026/8/20）

タイでは、タイ食品医薬品庁（FDA）による遠隔調剤（Telepharmacy）の規制枠組みが整備され、実施段階に移行した。FDA の承認を受けた薬局は、承認済みのデジタルプラットフォームを通じて、薬剤師によるオンライン相談、服薬指導、医薬品の供給・配送等のサービスを提供可能となる。高齢者、慢性疾患患者、遠隔地在住者等の医薬品アクセス向上を目的とするが、既存の医薬品販売規制（有資格薬局を通じた販売義務等）自体は変更されておらず、医薬品のオンライン販売を全面的に認める枠組みは未整備である点に留意が必要とされる。また、同制度は薬局だけでなく、デジタルプラットフォーム事業者、EC 事業者及び配送事業者等を含む新たなデジタルヘルス市場の形成につながるものとして注目されている。

日本企業にとっては、デジタルヘルス、医薬品流通、EC 及び物流分野における新たな事業機会が期待される一方、医薬品販売には引き続き既存の薬事規制が適用されるため、参入に当たってはライセンス要件及び FDA の承認要件を十分に確認することが重要である。

マレーシア：競争法の重要な改正及び実務上の影響（2026/8/12）

2026 年 7 月 27 日、マレーシアの 2026 年競争法改正法案及び 2026 年競争委員会法改正法案が議会を通過し、国王の裁可待ちとなった。2012 年に施行された競争法の適用範囲を「商業活動（any commercial activity）」から「商業又は経済活動（any commercial or economic activity）」へ拡大し、水平・垂直の合意区分を撤廃、マレーシア競争委員会の権限強化（遅延損害金賦課、情報開示要求、調査再開等）、内部告発者保護の拡充、最大 40% の制裁金減額が認められる新和解制度、リニエンシー減額の柔軟化、競争審判所決定への高等裁判所への上訴導入、調査関連資料の隠匿・破棄未遂の犯罪化等が導入される。他方、一般的な企業結合規制の導入は見送られた。

日本企業は、マレーシア国内における販売店契約、代理店契約、共同事業及び業界団体活動等について、改めて競争法上のリスクを点検することが望まれる。また、適用範囲が「経済活動」に拡大されることから、従来は競争法上の規制を必ずしも意識していなかった活動についても見直しが必要となる可能性がある。

オーストラリア：AI 規制及び政策の新たな方向性（2026/8/25）

オーストラリア政府は、AI に関する包括的な規制枠組みの導入に向けた検討を進めている。政府は国家 AI 基準（National AI Standards）の策定を通じて、データセンター及び AI インフラ事業者に対する要件、著作権及び知的財産権の保護、国家安全保障、データ主権、消費者保護、ディープフェイク及びサイバーセキュリティ等の分野における規制強化が進められる見込みである。また、AI 事業者に対する安全配慮義務の導入や、AI による自動意思決定に関する規制整備も優先課題として掲げている。今後、AI 合同特別委員会による検討を経て、2027 年以降に法制化が進む可能性がある。

シンガポール：医療機器サイバーセキュリティに関するガイドの最終版を公表（2026/8/26）

シンガポール保健科学庁（HSA）は、「医療機器サイバーセキュリティ・ベストプラクティスガイド（Best Practices Guide for Medical Device Cybersecurity）」の最終版を公表した。本ガイドは、医療機器メーカー及び医療機関を対象に、製品ライフサイクル全体を通じたサイバーセキュリティ対策に関する推奨事項を示すものであり、安全な設計・開発、脆弱性管理、インシデント対応及び市販後監視等を含む。コネクテッド医療機器及び SaMD の普及を背景として、患者の安全及び医療システムのセキュリティ強化を目的としている。

ベトナム：郵便法改正案による配送制度の見直し（2026/8/26）

ベトナム政府は、新たな郵便法案を公表し、急成長する電子商取引市場及び配送サービス市場を踏まえ、郵便・配送サービスに関する規制枠組みの見直しを進め

ている。現時点では、2027 年 7 月 1 日の施行が予定されている。同法案は、現行の郵便事業に関する許可・届出制度をオンライン登録制度へ一本化するとともに、郵便サービスを「ネットワーク型」と「非ネットワーク型」に区分し、それぞれに応じた規制を導入するものである。また、郵便サービス利用者の概念を拡大し、EC プラットフォームを介した配送スキームにも対応する枠組みを整備している。同法案が成立した場合、ベトナムの郵便・物流市場における規制環境に重要な変更をもたらすことが見込まれる。

ベトナム：税関における知的財産権登録制度の改正（2026/8/27）

ベトナム国会は 2026 年 8 月 23 日、税関法改正法を可決し、知的財産権の税関登録及び水際取締りに関する制度を見直した。改正法は 2027 年 3 月 1 日に施行される予定であり、税関で保護を求める知的財産権の保有者は、地域税関への登録申請が可能となるほか、税関による審査期間が 10 営業日に短縮されるなど、より実務的な税関登録制度を利用できるようになる。また、これまで対象外であった通過貨物（transit goods）についても知的財産権保護措置の対象に含まれ、模倣品対策が強化される。さらに、税関が職権により知的財産権侵害の疑いがある貨物の通関を停止する場合の手続も明確化される。

編集後記

今月号担当の勝山、岡田、五十嵐、前田です。

今月号では、タイ（個人情報保護、労働者福祉基金、遠隔調剤）、マレーシア（競争法）、オーストラリア（AI 規制）、シンガポール（医療機器サイバーセキュリティ）、ベトナム（郵便法、税関 IP 登録）の計 8 件を取り上げました。全体を通じて、データ・デジタル領域における規制が「制度設計」から「運用開始」の段階へと移行しつつあることが読み取れます。

また、マレーシア競争法やベトナム税関 IP 制度にみられるように、当局の執行権限強化や手続の迅速化も共通したテーマとなっています。企業としては、新規制の内容把握にとどまらず、施行日から逆算した社内対応の準備や、各国当局が今後公表するガイドラインの継続的な確認が求められます。

先月号では、シンガポール及びフィリピンにおける AI に関する取組が注目されました。具体的には、シンガポールの「CSA によるエージェンティック AI システムのセキュリティ確保に関する付録」、「AI に特化した通知義務」、「生成 AI チャットボットに関する新たな透明性ガイドライン」に関する記事、フィリピンの「中央銀行（BSP）が AI ガバナンス・フレームワークを公表」、「金融機関向け AI リスクガイダンス」に関する記事が注目されました。



勝山



岡田



五十嵐



前田